

花見売店の出店を申請される方へ

1 申請者は、令和8年(2026年)3月27日(金)午後2時からサンリフレ2F大会議室で行う函館公園花見売店出店受付説明会に必ず出席(委任状による代理出席も可)し、申請してください。

2 出店期間 令和8年(2026年)4月10日(金)～5月8日(金)まで29日間

①店舗設置 令和8年(2026年)4月10日(金)～4月20日(月)まで11日間

②営業期間 令和8年(2026年)4月21日(火)～5月6日(水)まで16日間

※営業時間は午前10時から午後9時まで。ただし、5月6日は午後5時まで

③店舗撤去 令和8年(2026年)5月7日(木)～5月8日(金)まで2日間

3 店舗構造等 仮設店舗テント張(露店)

① 1種は、3.0㎡(2m×1.5m) 使用料 1,566円

② 2種は、6.0㎡(2m×3.0m) 使用料 3,132円

③ 3種は、8.0㎡(2m×4.0m) 使用料 4,176円

④ 4種は、11.0㎡(2m×5.5m) 使用料 5,742円

4 受付申請書類(提出書類)

(1) 出店者(申請人)関係

①都市公園占用許可申請書

②誓約書(出店者)

③身分証明書用の顔写真(過去3ヶ月以内に撮影したもの)

④住民票

⑤通行車両届出書(園内へ車両を乗り入れる場合のみ)

⑥その他(組合員証の写しなど)

(2) 従業員(全員分)関係

①花見売店従業員届出書

②誓約書(従業員)

③身分証明書用の顔写真 + 住民票

④運転免許証の写し（顔写真入りの証明証の写し）

※①に全従業員を記載するほか、全従業員の②および③（もしくは④）が必要

- 5 申請は、1人1店1業種とし、先着順35名で打ち切るものとします。
- 6 業種は、当初の申請のとおりとし、途中変更は認めません。
- 7 出店者（申請人）は渡島管内（函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町）在住の方を優先します。
なお、応募数が定数に達しない場合は、道内在住の出店者（申請人）を先着順に受け付けます。
- 8 暴力団関係者の出店は認めません。出店者および従業員については、暴力団との関わりが一切ないこと。暴力団より物品の借用および仕入がないこと。
- 9 衛生管理を徹底し、食中毒の予防対策や、感染症等の感染拡大防止対策を講ずること。
- 10 許可条件を厳守すること。許可条件を守らない者は、許可を取り消し、退場を命ずるものとし、その場合に生ずる損害等については市はその責任を負いません。
- 11 申請者は、令和8年(2026年)4月8日(水)午後2時からサンリフレ2F大会議室で行う許可書交付日に必ず出席（委任状による代理出席も可）してください。
- 12 使用料は、許可書交付の際に納付してください。
つり銭のないよう、ご協力をお願いします。
- 13 出店場所は市で指定します。
現地での場所割は、4月9日(木)午前10時から函館公園で行います。

問い合わせ先：函館市土木部公園河川管理課

（函館市東雲町4番13号）

電話：0138-21-3431

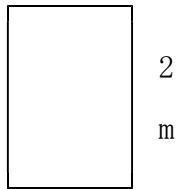
許 可 条 件

- 1 函館市都市公園条例および同条例施行規則を遵守すること。
- 2 施設の構造は、仮設店舗テント張（露店）とする。
- 3 店舗の規格は、下記の4種類とする。

(1) 広さ

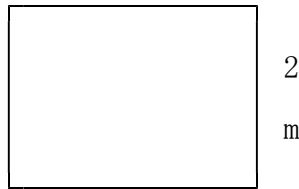
① 1種 (3.0㎡)

1.5m



② 2種 (6.0㎡)

3m



③ 3種 (8.0㎡)

4m



④ 4種 (11.0㎡)

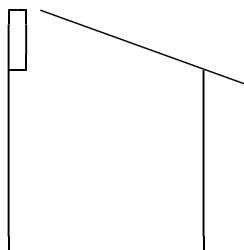
5.5m



(2) 高さ

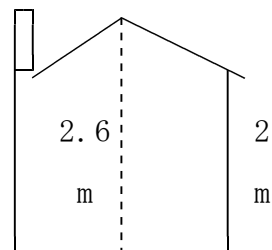
片流型


2.6
m



切妻型

2
m



 : 看板 (タテ 1 m × ヨコ 2 m 以内)

- 4 出店舗は，1店舗ごとに固定した間仕切りをすることとし，2店舗以上の通し店舗としてはならない。
- 5 店舗の設置，固定の際に，杭打ちを行うことは禁止する。また，公園柵に縄を捲くことも禁止する。
- 6 店舗の設置時，営業時には，路面・芝生等を損傷することがないように，店舗の下にベニヤ板を敷く，机・椅子の脚にパッキンを取り付けるなどの対策をとること（許可期間終了後，路面等に損傷があった場合は，損害賠償を求めることもある。）。
- 7 商品および用具等はすべて店舗の中に収納できるようにすること。
- 8 店内に取扱い商品および価格を明示すること。
- 9 店内で酒を販売してはならない（ただし，酒類販売免許を有するものを除く。）。
- 10 当初申請の業種について許可後の変更は認めない。
- 11 荷物の搬入出は，入園客の混雑する時間をさけ，午前10時までに終わること。また，車両を長時間，公園内に止めないこと。

公園内の車両通行は，歩行者優先・通行速度は10km/h程度・一時停止など交通ルールを守ること。
- 12 ゴミの処理や清掃，電気の使用，水道の使用，排水等は，出店者が共同連体して対応（設置，管理）すること。
- 13 ゴミ，紙くずおよび残物（残飯，ツブがら，カニから等）は，①燃やせるゴミ（蓋付き容器で処理すること），②燃やせないゴミ，③缶・ビン・ペットボトルの3種類に分別し，市の指定する場所に集積すること。なお，プラスチック容器包装については，食品残渣が付着しているケースが多いので，燃やせるゴミとすること。
- 14 営業期間中，毎日，公園内清掃により購入客の捨てたゴミや食べこぼしの回収，清掃をすること。
- 15 水道用水は，市で指定した箇所以外からは使用しないこと。また，排水は，油水分離（オイルトラップ設置等）して，市が指定する汚水枥に流すこととし，雨水枥等には流さないこと。

- 16 公園風致上美観を損ねる行為をしてはならない。
出店者および従業員については、公園内での喫煙（電子、加熱式等を含む。）を禁止する。
- 17 衛生管理を徹底し、食中毒の予防対策や、感染症等の感染拡大防止対策を講ずること。
- 18 感染症等の感染状況が悪化するなど、やむ得ない事由がある場合は、公園の使用を中止するものとし、その場合に生じる損害等について、市はその責めを負わない。
- 19 従業員等が感染症等の感染者、感染が疑われる場合、37.5℃以上の発熱がある場合は従事させないこと。
- 20 従業員等の手指アルコール消毒の徹底に努めること。
- 21 従業員等のマスクやフェイスシールド等の着用に努めること（推奨）。
- 22 備品、調理器具等の定期的な消毒を行うこと。
- 23 店舗の定期的な換気を実施すること。
- 24 店舗へ消毒用アルコールを設置すること。
- 25 接客場所へ飛沫防止シートの設置をすること（推奨）。
- 26 法令等により禁止されたことを守り、関係機関（警察署、保健所、消防署等）および公園管理人の注意ならびに指示に従うこと。
- 27 許可条件を守らない者は、許可を取り消し、退場を命ずるものとし、その場合に生ずる損害等については市はその責任を負わない。